

人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(1) 住宅 建築物の耐震化	住宅等の耐震化 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の補助事業を統合化し、耐震診断・改修を通じ、地方公共団体にとって使い勝手の良いものとする「住宅 建築物耐震改修等事業」の創設(17年度)</li> <li>耐震改修等に関する地方公共団体の主体的な取り組みを支援する「地域住宅交付金制度」の活用(17年度)</li> <li>住宅ローン減税等の特例措置の適用上、地震に対する安全基準に適合する中古住宅については、築後経過年数に関する要件にかかわらず、対象に追加(17年度)</li> <li>学識経験者、地方公共団体などからなる「住宅 建築物の地震防災推進会議」を発足させ、今後、目標達成のための施策の方向などについてとりまとめ予定</li> </ul>
(2) 居住空間内の安全確保	家具の固定 (内閣府)	住宅内の安全確保のため、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入などの普及。具体的には、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、HP、パンフレットなどにより、家具・家電製品の固定、防災ベッドの導入に関するPRの実施。
	自主防災組織の育成・充実 (消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知</li> <li>防災知識の普及啓発</li> <li>自主防災組織を取り巻く課題の調査検討</li> </ul>
(3) 外部空間における安全確保	急傾斜地崩壊危険箇所の対策 (国土交通省)	急傾斜地崩壊対策事業の実施
	密集市街地の整備 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地・避難路の整備</li> <li>建築物の不燃化・共同化</li> </ul>
	消防力の充実・強化 (消防庁)	消防職員数の確保、消防防災施設・設備の整備
	消防団の充実・強化 (消防庁)	消防団への入団促進、活動環境の整備等
	新幹線高架橋柱の耐震補強 (国土交通省)	新幹線高架橋柱について平成20年度の完了を目指す
	道路橋の耐震補強 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路の橋梁については、国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了</li> <li>新幹線や高速道路をまたぐ橋梁については、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき概ね完了</li> </ul>

2. 津波によって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(1) 津波避難意識の向上	津波ハザードマップの作成支援 (消防庁)	津波浸水予測図の作成推進
	津波ハザードマップの作成支援 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	津波危機管理対策緊急事業による浸水想定区域図の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアルの普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援。
	津波ハザードマップの作成支援 (内閣府)	津波ハザードマップ作成マニュアルの普及促進による、市町村のハザードマップの作成支援。
	津波防災訓練の実施 (消防庁、国土交通省、総務省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部市町村における津波避難訓練の実施のための助言・指導</li> <li>国と地方公共団体等が協力して、津波警報等伝達・通信訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施</li> </ul>
(2) 津波情報の的確な伝達	津波予報の迅速化 (気象庁)	緊急地震速報の技術を活用した津波予報発表の迅速化。日本近海の地震に対する津波予報の一層迅速な発表を行うため、ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用。
	防災行政無線(同報系)等の整備 (消防庁)	市町村における防災行政無線(同報系)等の整備
(3) 津波避難施設の整備・充実	避難地(津波避難ビル等)の整備(指定)(内閣府、消防庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難ビル等のガイドラインの普及</li> <li>津波避難ビル等の意識啓発活動</li> <li>避難困難地域の抽出</li> </ul>
(4) 津波防護施設の整備・充実	海岸保全施設整備の推進(農林水産省、水産庁、国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の新設</li> <li>開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等</li> <li>海岸堤防等の耐震化、高上げ等</li> </ul>

経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1) 資産喪失による被害額の軽減	住宅等の耐震化 (国土交通省) 住宅の耐震化

2. 間接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1) 生産活動停止による被害額の軽減	<p>業務継続の取組の推進 (内閣府)</p> <p>業務継続ガイドラインの策定により、企業の業務継続への取組を推進する。 (ガイドライン対象項目) 耐震化、転倒防止、安否確認、影響度の評価、重要な要素抽出、業務継続計画、バックアップ、組織体制、訓練、地域貢献など</p> <p>企業の防災の取組を評価する手法の提示 (内閣府)</p> <p>企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、進んだ取組を行っている企業がその結果を公表することでメリットが得られるようにする。 (評価対象項目) マネジメント(組織体制、安全確保、業務継続計画、教育・訓練など)、コンプライアンス、サプライチェーン、地域・社会貢献、防災に貢献する商品・サービスの提供、情報公開など</p>
(2) 東西幹線交通寸断による被害額の軽減	<p>新幹線の高架橋柱、道路橋の耐震補強等の推進 (国土交通省)</p> <p>新幹線の高架橋柱については、平成20年度完了 緊急輸送道路の橋梁については、国と都道府県等が連携して「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき、高速自動車国道及び直轄国道等については概ね完了、都道府県管理道路等については「優先確保ルート」を選定し概ね完了 新幹線や高速道路をまたぐ橋梁については、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム」(平成17年度～平成19年度)を策定し、これに基づき概ね完了 港湾における耐震強化岸壁の整備の完了(強化地域)を目指す。 港湾における耐震補強岸壁の整備完了率約70%(推進地域)を目指す。</p>

<その他定性的目標>

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

項目名	対策の内容
(1)住宅・建築物の耐震化	<p>学校の耐震化 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業(平成15年度～)の実施</li> <li>・学校施設の耐震化推進方策等に関する調査研究の実施(平成17年3月取りまとめ予定)</li> <li>・学校施設の耐震化推進に関する相談窓口(平成15年10月開設)の活用</li> <li>・公立学校施設の耐震化に係る経費について国庫補助を実施</li> <li>・国立大学等施設の耐震性の劣る老朽施設の改善整備</li> <li>・国立大学附属病院の再開発整備</li> <li>・私立学校施設の耐震化促進のために、耐震補強工事に対し支援を実施</li> </ul> <p>医療機関の耐震化 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院の補強による耐震化</li> <li>・地震防災特別措置法に基づいて、地震防災対策上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化</li> <li>・築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助する医療施設の近代化施設整備</li> <li>・大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ、へき地医療、救急医療等を担う公的医療機関に対する耐震化</li> </ul> <p>社会福祉施設の耐震化 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した社会福祉施設の耐震化</li> <li>・社会福祉施設の地震防災対策上必要な補強改修</li> </ul> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化 (消防庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地とされている公共・公用施設の耐震化</li> <li>・災害対策の拠点となる公共・公用施設の耐震化</li> <li>・不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化</li> </ul>
(2)居住空間内の安全確保	<p>機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>2.安全装置付機器の普及促進</li> <li>3.要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> <p>さらに以下の課題についての検討。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>2.主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>3.業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol> <p>復電時における通電火災の防止 (経済産業省)</p> <p>以下の対策の有効性に関しての検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>・感震ブレーカーの有効性</li> <li>・広報(避難時にブレーカーを切る等)の有効性</li> </ul> <p>機械器具への安全装置の整備等 (経済産業省)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.より効果的な安全装置の開発、製品の組み込み及びコスト低減</li> <li>2.安全装置付機器の普及促進</li> <li>3.要対策地域における非安全装置付機器の買い替えの推奨</li> </ol> <p>さらに以下の課題についての検討。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.主要業界等を通じた普及率(販売率、使用率)の把握</li> <li>2.主要業界団体が把握できないアウトサイダー製品への対策</li> <li>3.業界の自主的対応では不可能な部分の対策(都道府県条例の活用、規制法による規制等)</li> </ol> <p>復電時における通電火災の防止 (経済産業省)</p> <p>以下の対策の有効性に関しての検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家屋の屋内配線及び電気器具の点検後に通電を行う方法の有効性</li> <li>・感震ブレーカーの有効性</li> <li>・広報(避難時にブレーカーを切る等)の有効性</li> </ul> <p>民間事業者における動力消防ポンプ、移動式消火設備等の設置などによる民間消防力の強化 (内閣府)</p> <p>民間事業者における動力消防ポンプ等の設置の促進。</p> <p>防災教育の推進 (消防庁、内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災「危機管理e-カレッジ」の普及、有効活用</li> <li>・指長に対するトップセミナー等地方公共団体職員に対する研修制度の充実</li> <li>・自主防災組織等に対する教育・訓練の充実</li> <li>・地域の力を活かした防災教育推進のための環境整備(防災教育のアイデアの募集、表彰、優良事例集の作成等)</li> </ul> <p>防災教育の推進 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域と連携を図りながら、学校における防災教育を推進</li> </ul>
(3)外部空間における安全確保	<p>耐震性貯水槽等の整備促進 (消防庁)</p> <p>耐震性貯水槽の整備促進</p> <p>石油コンビナート防災対策の充実 (消防庁)</p> <p>消防力及び防災体制の充実強化のための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業者(特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を含む)による大容量泡放射システムの配備</li> <li>・特定事業者による防災管理者等に対する研修</li> <li>・特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期報告</li> </ul> <p>自動販売機の転倒防止対策 (経済産業省)</p> <p>自動販売機関連団体が毎年10月を自動販売機月間とし、自動販売機に対する信頼性の向上を図るため、各種イベントセミナーを実施。当セミナーを通じ関係省庁と協力してユーザー業界に対して自動販売機据付基準の更なる周知の徹底。</p> <p>緊急地震速報の実用化 (気象庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道分野における実際の利用を可能とするための環境作りを関係機関と連携し進めこれを実現し有効性を実証するとともに認知度を向上させる。また、他の産業分野にも同様に働きかけを行い、特定された分野における利用の促進する。</li> <li>・不特定多数に対して緊急地震速報が伝達された際に、個人が適切な防災対応や避難行動が取れるようなガイドラインを関係機関と連携のうえ策定するとともに、シンポジウム等の広報活動を通じ、この情報に対する理解を促進させ、社会的な混乱が生じないような環境を整備するための啓発活動の実施。併せて、関係機関と連携のもと国民一人一人に情報が伝達される手段の確立。</li> </ul> <p>海底地殻変動観測による被害予測の高度化 (海上保安庁)</p> <p>地震調査研究推進本部が平成13年に策定した「地震に関する基礎的調査観測計画の見直しと重点的な調査観測体制の整備について」に基づき、海底に設置した音響基準局を用いたGPS/音響測距結合手法による海底地殻変動観測を継続して実施し、海底での地殻歪の蓄積状況を明確化。</p>

2. 津波によって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(1) 津波避難意識の向上	地域防災計画の充実 (避難勧告 指示の基準の記載) (消防庁、文部科学省)	以下の項目について、地域防災計画に明確に規定するよう助言 指導の実施。 地域防災計画への津波に係る避難勧告 指示基準の記載 地方公共団体の迅速な警報発令体制の整備 防災行政無線など避難勧告等の迅速な伝達システムの整備 住民、学校等における津波に関する防災教育の促進
	港内における船舶津波対策の策定 (海上保安庁)	地震発生から津波の来襲までには時間的余裕がない場合が多く、また、津波の規模や船舶への影響等は港の形態や利用状況等によって異なることから、想定される震源断層モデルに対応して港内における津波の挙動を予測する「津波防災情報」を活用して、船舶への影響を検討の上、津波予報が発令された場合における船舶への避難勧告の実施方法、及び避難順序等の具体的な対応策を策定。 継続的に情報伝達訓練等の津波対応訓練を実施。
(2) 津波情報の的確な伝達	津波観測の充実 (国土交通省、海上保安庁、気象庁、国土地理院)	沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関で共有するとともに公表。
	電子基準点観測データのリアルタイム解析 (国土地理院)	・高品質な観測データの取得 ・解析処理の高速化・高精度化 ・リアルタイム地殻変動自動解析処理システムの開発
	地震、津波に関する情報の周知活動 (海上保安庁)	沿岸部の磯釣り、レジャー船舶等に対して東海地震注意情報、津波に関する情報の周知のために有効な伝達手段についての検討。 関係都県と連携した情報伝達体制の整備。
(3) 津波避難施設の整備 充実	避難路、避難用通路の整備 (農林水産省、水産庁、国土交通省)	・避難路の整備促進 ・海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備促進
(5) 津波防災体制の強化等	救助勢力の機動性の向上と充実 強化 (海上保安庁)	訓練による機動救難士の充実 強化、救急救命士資格保有者の養成
	民間の海事関連団体との連携強化 (海上保安庁)	救助用物品の無償貸与、水難救済会の救難所員への訓練指導、民間救助勢力との連携の強化等の措置。 各種協議会等を通じて津波についての啓発活動の実施。
	港湾における津波対策の強化 (国土交通省)	港湾における津波の挙動の予測図の整備、防波堤の嵩上げ等を推進し、津波の来襲から港湾労働者・来訪者の安全と港湾の機能の確保を図る。

3. その他重傷者救命のための戦略

項目名		対策の内容
(1) 救助部隊の体制整備	迅速 的確な救出救助活動の実施 (警察庁)	救出救助活動能力の向上
	緊急消防援助隊等の充実 (消防庁)	・消火部隊の増強 ・救助部隊の増強 ・航空部隊の増強 ・特殊装備部隊 (ロボット隊) の増強
	救助部隊の体制整備 (防衛庁)	情報収集 伝達態勢の整備 救出 救難態勢の整備 ・人員 物資の輸送態勢の整備 生活支援 障害除去等の態勢等の整備 災害派遣時の対応能力を高める措置
	救助勢力の機動性の向上と充実 強化 (海上保安庁)	機動性の高い救助体制の充実 強化を図る
(2) 広域医療搬送体制の充実等医療体制の整備 (東海地震のみ)	広域医療搬送体制の充実等医療体制の整備 (内閣府、厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁)	被災地における広域搬送拠点の設置 運営体制の整備 被災地における災害拠点病院等から広域搬送拠点までの患者搬送体制の整備 広域医療搬送に必要な医療従事者の確保 (約200チームの災害派遣医療チームの整備) ・災害派遣医療チームを被災地外から被災地内広域搬送拠点まで航空機により輸送する体制の整備 ・広域搬送患者を被災地内広域搬送拠点から被災地外の基地 空港まで航空機により搬送する体制の整備 ・被災地外の基地 空港から受け入れ病院までの患者搬送体制の整備 ・広域医療搬送の進行を管理 調整する体制および要領の整備 ・被災地内の災害拠点病院等、広域搬送拠点、航空機内のそれぞれの過程における診療指針の周知
	(3) 地方公共団体の防災体制の充実 (東南海 南海地震のみ)	地方公共団体の防災体制の充実 (消防庁)

経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

項目名		対策の内容
(1) ライフライン施設の耐震化	電力設備の耐震化 (経済産業省)	電力設備の耐震化の実施 火力発電設備 ボイラー振れ止め装置の耐震補強 変電設備 変電所変圧器の基礎アンカーボルトの強化 配電設備 電柱の基礎強化 柱上変圧器の落下防止
	都市ガス分野における地震対策の検証及び今後のあり方についての検討 (経済産業省)	懇談会での検討事項について必要に応じ対策を実施。
	水道の基幹管路の耐震化 (厚生労働省)	地震等の災害発生時においても、断水による国民生活 社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、基幹管路である導水管、送水管、配水管の耐震化の実施
	下水道施設の耐震化 (国土交通省)	下水道施設 (下水処理場、ポンプ場、管きょ)の耐震化を図る。

2.間接的被害額の軽減

項目名	対策の内容
(1)生産活動停止による被害額の軽減	上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制(厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省) (水道) (下水道) ・早期復旧のための体制を充実する。 (電気) (ガス) ・復旧に向けた支援体制の整備による復旧日数の短縮化 (通信) ・関係機関(自治体、電力事業者等との情報共有・連絡体制の確立) ・非常用電源の配備 ・災害時の多様な通信手段の確保及びその周知 ・重要な電気通信設備の二重化等

4.その他の被害軽減対策

項目名	対策の内容
災害対応型給油所普及による燃料供給体制の確保(経済産業省)	平成8年度より災害対応型給油所普及事業を実施してきたところであるが、平成17年度より補助金を拡充し一層の推進。 平成17年度からは、自家発電設備を持たない給油所においても電力が復旧するまでの間も給油機能を回復することができるよう、可搬式ポンプを事業者が備えておくことができるよう補助対象を追加。 さらに、事業者独自の取り組みとして、現在、石油製品販売事業者の地方団体ごとに災害時の協力協定を地方自治体と結び、帰宅困難者支援(休憩場所の提供、周辺道路事情の情報提供等)や緊急時燃料供給(緊急車両用燃料、医療機関自家発電用燃料等の供給)、防災訓練などを実施、促進。
地震保険の普及促進(財務省)	・地震保険普及促進のためのポスターを全国主要駅構内に掲出することにより一般国民に対して地震保険への加入促進を積極的に啓発するとともに広報活動の効果的な実施。 ・実際に地震保険の募集販売を行っている損害保険会社および損害保険協会では、マスメディアを活用した地震保険の広告宣伝。 ・火災保険契約者で地震保険を付保していない契約者に対しては、地震保険の「あすめ八ガキ」を発売するなど、地震保険の加入促進。